

「一般ガス供給約款」新旧対照表 (2022. 7. 1⇔2024. 12. 1)

一般ガス供給約款 2022. 7. 1	備 考	一般ガス供給約款 2024. 12. 1
<p data-bbox="331 501 797 555">一般ガス供給約款</p> <p data-bbox="434 1091 703 1118">2022年7月1日実施</p> <p data-bbox="367 1321 770 1353">山口合同ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1111 1091 1167 1118">変更</p>	<p data-bbox="1469 501 1935 555">一般ガス供給約款</p> <p data-bbox="1559 1091 1850 1118"><u>2024年12月1日実施</u></p> <p data-bbox="1505 1321 1908 1353">山口合同ガス株式会社</p>



「一般ガス供給約款」新旧対照表 (2022. 7. 1⇔2024. 12. 1)

一般ガス供給約款 2022. 7. 1	備 考	一般ガス供給約款 2024. 12. 1
<p><b>7. 承諾の条件</b>                      (1)～(3) (省略)                      (4) 当社は、申込者が当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。                      (5) (省略)</p> <p><b>8. ガスの使用開始日</b>                      当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3 (28) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。                      ① (省略)                      ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び3 6 (1) の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p> <p><b>9 (省略)</b></p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p><b>7. 承諾の条件</b>                      (1)～(3) (省略)                      (4) 当社は、申込者が当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金その他の債務をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。                      (5) (省略)</p> <p><b>8. ガスの使用開始日</b>                      当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3 (28) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。                      ① (省略)                      ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び3 7 (1) の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p> <p><b>9 (省略)</b></p>
<p><b>10. ガス使用契約の解約</b>                      (1) 引越し（転出）等の理由による解約                      ① (省略)                      ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の開栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに3 5 (1) の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。                      (2)～(3) (省略)                      (4) 当社は、3 5 (1) の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に1 5日間程度及び5日間程度（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p><b>11 (省略)</b></p>	<p>変更</p>	<p><b>10. ガス使用契約の解約</b>                      (1) 引越し（転出）等の理由による解約                      ① (省略)                      ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の開栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに3 6 (1) の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。                      (2)～(3) (省略)                      (4) 当社は、3 6 (1) の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に1 5日間程度及び5日間程度（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p><b>11 (省略)</b></p>
<p><b>III ガス工事</b></p> <p><b>12～15 (省略)</b></p> <p><b>IV 検針及び使用量の算定</b>  <b>16. 検針</b>                      (1) (省略)                      (2) 当社は、(1) の定例検針日以外に次の日に検針を行います。                      ①～② (省略)                      ③ 3 5の規定によりガスの供給を停止した日                      ④ 3 6 (1) の規定によりガスの供給を再開した日                      ⑤～⑦ (省略)                      (3)～(6) (省略)</p>	<p>変更</p>	<p><b>III ガス工事</b></p> <p><b>12～15 (省略)</b></p> <p><b>IV 検針及び使用量の算定</b>  <b>16. 検針</b>                      (1) (省略)                      (2) 当社は、(1) の定例検針日以外に次の日に検針を行います。                      ①～② (省略)                      ③ 3 6の規定によりガスの供給を停止した日                      ④ 3 7 (1) の規定によりガスの供給を再開した日                      ⑤～⑦ (省略)                      (3)～(6) (省略)</p>

「一般ガス供給約款」新旧対照表 (2022. 7. 1⇔2024. 12. 1)

一般ガス供給約款 2022. 7. 1	備 考	一般ガス供給約款 2024. 12. 1
<p>17 (省略)</p> <p><b>18. 使用量の算定</b>  <b>ー 検針日及び料金算定期間 ー</b>                      (1) ~ (2) (省略)                      (3) (1) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。                      ① (省略)                      ② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は36 (1) の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間                      ③ 35 (1) の規定によりガスの供給を停止した日に36 (1) の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間                      (4) ~ (11) (省略)                      (12) 当社は、33(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p> <p>19 (省略)</p> <p><b>V 料金等</b></p> <p><b>20. 料金の適用開始</b>                      料金は、8のガスの使用開始日又は36 (1) の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p> <p><b>21. 支払期限</b>                      (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日 (以下「支払義務発生日」といいます。) に発生いたします。                      ①~③ (省略)                      (2) ~ (3) (省略)</p> <p><b>22. 料金の算定及び申し受け</b>                      (1) ~ (3) (省略)                      (4) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の税抜料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。                      ①~③ (省略)                      ④ 35 (1) の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 (16 (5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)                      ⑤ 36の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 (16 (5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)                      ⑥ 34 (1) の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。                      (5) ~ (8) (省略)</p> <p>23 (省略)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>17 (省略)</p> <p><b>18. 使用量の算定</b>  <b>ー 検針日及び料金算定期間 ー</b>                      (1) ~ (2) (省略)                      (3) (1) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。                      ① (省略)                      ② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は37 (1) の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間                      ③ 36 (1) の規定によりガスの供給を停止した日に37 (1) の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間                      (4) ~ (11) (省略)                      (12) 当社は、34(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p> <p>19 (省略)</p> <p><b>V 料金等</b></p> <p><b>20. 料金の適用開始</b>                      料金は、8のガスの使用開始日又は37 (1) の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p> <p><b>21. 支払期限</b>                      (1) お客さまにお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日 (以下「支払義務発生日」といいます。) に発生いたします。                      ①~③ (省略)                      (2) ~ (3) (省略)</p> <p><b>22. 料金の算定及び申し受け</b>                      (1) ~ (3) (省略)                      (4) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の税抜料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。                      ①~③ (省略)                      ④ 36 (1) の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 (16 (5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)                      ⑤ 37の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 (16 (5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)                      ⑥ 35 (1) の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。                      (5) ~ (8) (省略)</p> <p>23 (省略)</p>

「一般ガス供給約款」新旧対照表 (2022. 7. 1⇔2024. 12. 1)

一般ガス供給約款 2022. 7. 1	備考	一般ガス供給約款 2024. 12. 1
<p><b>24. 料金の精算等</b>                      (1)～(2) (省略)                      (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、33(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額に消費税等相当額を加えたものをその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p><b>25 (省略)</b></p> <p><b>26. 料金又は延滞利息の支払方法</b>                      (1) 料金又は延滞利息(30の規定による延滞利息をい、以下同様とします。)は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。                      (2) 36(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息は、払込みの方法によりお支払いいただきます。                      (3) クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金又は延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p><b>27-1. 料金又は延滞利息の口座振替</b>                      (1) 料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。                      (2) お客様は、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。                      (3) 料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。                      (4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、すでにガスをお使いのお客様は口座振替申し込み時点の支払方法であるクレジットカード払い又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客様は払込みの方法でお支払いいただきます。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p><b>24. 料金の精算等</b>                      (1)～(2) (省略)                      (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、<u>34</u>(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額に消費税等相当額を加えたものをその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p><b>25 (省略)</b></p> <p><b>26. 料金等の支払方法</b>                      (1) 料金、30に規定する延滞利息及び33に規定する帳票発行手数料(以下「料金等」といいます。)は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。                      (2) <u>37</u>(1)①及び②に規定する<u>料金等</u>は、払込みの方法によりお支払いいただきます。                      (3) クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった<u>料金等</u>は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p><b>27-1. 料金等の口座振替</b>                      (1) <u>料金等</u>を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。                      (2) お客様は、<u>料金等</u>を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の<u>方法</u>又は金融機関所定の<u>申込書</u>等によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。                      (3) <u>料金等</u>の口座振替日は、当社が指定した日といたします。                      (4) <u>料金等</u>の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了するまでは<u>料金等</u>を、すでにガスをお使いのお客様は口座振替申し込み時点の支払方法であるクレジットカード払い又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客様は払込みの方法でお支払いいただきます。</p>
<p><b>27-2. 料金又は延滞利息のクレジットカード払い</b>                      (1) お客様は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。                      (2) お客様は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。                      (3) 料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客様は、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、すでにガスをお使いのお客様はクレジットカード払い申し込み時点の支払方法である口座振替又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客様は払込みの方法でお支払いいただきます。</p>	<p>変更</p>	<p><b>27-2. 料金等のクレジットカード払い</b>                      (1) お客様は、<u>料金等</u>をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。                      (2) お客様は、<u>料金等</u>をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の<u>方法</u>又はクレジットカード会社所定の<u>申込書</u>等によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。                      (3) <u>料金等</u>の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客様は、クレジットカード払いの手続が完了するまでは<u>料金等</u>を、すでにガスをお使いのお客様はクレジットカード払い申し込み時点の支払方法である<u>口座振替</u>又は<u>払込み</u>の方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客様は<u>払込み</u>の方法でお支払いいただきます。</p>
<p><b>28. 料金又は延滞利息の払込み</b>                      お客様は、料金又は延滞利息を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書又は当社が指定した債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。                      ①～② (省略)</p>	<p>変更</p>	<p><b>28. 料金等の払込み</b>                      お客様は、<u>料金等</u>を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書又は当社が指定した債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。                      ①～② (省略)</p>

「一般ガス供給約款」新旧対照表 (2022. 7. 1⇔2024. 12. 1)

一般ガス供給約款 2022. 7. 1	備考	一般ガス供給約款 2024. 12. 1			
<p><b>29. 料金又は延滞利息の当社への支払日</b>                      (1) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対するお支払いがなされたものいたします。                      (2) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対するお支払いがなされたものいたします。                      (3) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対するお支払いがなされたものいたします。</p> <p><b>30. 延滞利息</b>                      (1)～(3) (省略)                      (4) 延滞利息の支払義務は、31及び35(1)①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。                      (5) (省略)</p> <p><b>31. 料金又は延滞利息の支払順序</b>                      料金又は延滞利息(この供給約款に基づかない当社とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。)は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p><b>32. 料金以外の費用の支払方法</b>                      料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。                      ①～② (省略)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>	<p><b>29. 料金等の当社への支払日</b>                      (1) 当社は、お客さまが料金等を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対するお支払いがなされたものいたします。                      (2) 当社は、お客さまが料金等をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対するお支払いがなされたものいたします。                      (3) 当社は、お客さまが料金等を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対するお支払いがなされたものいたします。</p> <p><b>30. 延滞利息</b>                      (1)～(3) (省略)                      (4) 延滞利息の支払義務は、31及び36(1)①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。                      (5) (省略)</p> <p><b>31. 料金等の支払順序</b>                      料金等(この供給約款に基づかない当社とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。)は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p><b>32. 料金等以外の費用の支払方法</b>                      料金等以外の費用については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。                      ①～② (省略)</p> <p><b>33. 帳票発行手数料</b>                      (1) 当社は、お客さまが料金等を払込みの方法で支払われる場合で、かつ、当社が払込書を発行した場合は、原則として、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、当月の料金等とあわせてお支払いいただきます。                      ただし、新たにガスの使用を開始した日から初めての定例検針日までの間に発生する料金等に対する払込書につきましては、帳票発行手数料は請求いたしません。                      (2) 帳票発行手数料は、次のとおりいたします。</p> <table border="1" data-bbox="1310 997 1877 1053"> <tr> <td rowspan="2">1料金の算定期間および1通につき</td> <td>220円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>200円 (税抜)</td> </tr> </table>	1料金の算定期間および1通につき	220円 (税込)	200円 (税抜)
1料金の算定期間および1通につき	220円 (税込)				
	200円 (税抜)				
<p><b>VI 供給</b></p> <p><b>33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</b>                      (1)～(4) (省略)</p> <p><b>34. 供給又は使用の制限等</b>                      (1) 当社は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止をすること、又はガスの使用の制限若しくは中止をしていただく場合があります。                      ① お客さまが43に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合                      ② お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失われた場合                      ③ お客さまが、38、40、及び41の保安に係る当社への協力又は責任の規定に違反した場合                      ④～⑪ (省略)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p><b>VI 供給</b></p> <p><b>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</b>                      (1)～(4) (省略)</p> <p><b>35. 供給又は使用の制限等</b>                      (1) 当社は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止をすること、又はガスの使用の制限若しくは中止をしていただく場合があります。                      ① お客さまが44に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合                      ② (省略)                      ③ お客さまが、39、41、及び42の保安に係る当社への協力又は責任の規定に違反した場合                      ④～⑪ (省略)</p>			



**「一般ガス供給約款」新旧対照表 (2022. 7. 1⇔2024. 12. 1)**

一般ガス供給約款 2022. 7. 1	備考	一般ガス供給約款 2024. 12. 1
<p><b>4 0. 保安に対するお客さまの協力</b>                      (1) ~ (2) (省略)                      (3) お客さまは、3 8 (3) 及び3 9 (2) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。                      (4) (省略)                      (5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは3 3 (2) に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。                      (6) ~ (7) (省略)</p> <p><b>4 1. お客さまの責任</b>                      (1) お客さまは、3 9 (1) の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。                      (2) ~ (3) (省略)                      (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。                          ①~② (省略)                          ③ 3 3 (2) に規定する供給ガスに適合するものであること                          ④~⑤ (省略)                      (5) (省略)</p>	<p align="center">変更</p> <p align="center">変更</p>	<p><b>4 1. 保安に対するお客さまの協力</b>                      (1) ~ (2) (省略)                      (3) お客さまは、3 9 (3) 及び4 0 (2) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。                      (4) (省略)                      (5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは3 4 (2) に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。                      (6) ~ (7) (省略)</p> <p><b>4 2. お客さまの責任</b>                      (1) お客さまは、4 0 (1) の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。                      (2) ~ (3) (省略)                      (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。                          ①~② (省略)                          ③ 3 4 (2) に規定する供給ガスに適合するものであること                          ④~⑤ (省略)                      (5) (省略)</p>
<p><b>4 2. 供給施設等の検査</b>                      (1) ~ (4) (省略)</p>	<p align="center">変更</p>	<p><b>4 3. 供給施設等の検査</b>                      (1) ~ (4) (省略)</p>
<p><b>Ⅷ その他</b></p> <p><b>4 3. 使用場所への立ち入り</b>                      当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。                      なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。                          ①~④ (省略)                          ⑤ 3 4 又は3 5 の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業                          ⑥~⑦ (省略)</p>	<p align="center">変更</p>	<p><b>Ⅷ その他</b></p> <p><b>4 4. 使用場所への立ち入り</b>                      当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。                      なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。                          ①~④ (省略)                          ⑤ 3 5 又は3 6 の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業                          ⑥~⑦ (省略)</p>
<p><b>付 則</b></p>		<p><b>付 則</b></p>
<p><b>1. この供給約款の実施期日</b>                      この供給約款は、2 0 2 2年7月1日から実施します。</p>	<p align="center">変更</p>	<p><b>1. この供給約款の実施期日</b>                      この供給約款は、2 0 2 4年1 2月1日から実施します。</p>
<p><b>2 (省略)</b></p>		<p><b>2 (省略)</b></p>
<p><b>3. この供給約款の実施に伴う切り替え措置</b>                      当社は、2 0 2 2年7月1日から2 0 2 2年7月3 1日までに支払義務が発生するものについては、この供給約款の変更前の一般ガス供給約款 (2 0 1 9年1 0月1日実施) に基づき料金を算定するものいたします。</p>	<p align="center">変更</p>	<p><b>3. この供給約款の実施に伴う切り替え措置</b>                      当社は、2 0 2 4年1 2月1日から2 0 2 4年1 2月3 1日までに支払義務が発生するものについては、この供給約款の変更前の一般ガス供給約款 (2 0 2 2年7月1日実施) に基づき料金等を算定するものいたします。</p>

